

平成 24 年度第 2 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

1 日時

平成 25 年 2 月 6 日（水） 午後 2 時から午後 5 時まで

2 場所

愛知県自治センター 5 階 研修室

3 出席者

(1) 専門調査員

高木専門調査員、瀧崎専門調査員、成田専門調査員、村松専門調査員、岡田専門調査員、加藤専門調査員、緒方専門調査員、河瀬専門調査員、木村専門調査員、浦川専門調査員、服部専門調査員、中尾専門調査員、森専門調査員、山岡専門調査員、吉田専門調査員
(以上 15 名)

(2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：伊藤課長補佐、大倉主査、小川主査、
杉原技師、岩田主事

東三河総局県民環境部環境保全課：鈴木主事

新城設楽振興事務所環境保全課：山口主査

尾張県民事務所環境保全課：浅野主査

海部県民センター環境保全課：篠原主査

知多県民センター環境保全課：山田技師

西三河県民事務所環境保全課：小田主事

豊田加茂環境保全課：相羽技師

(以上 12 名)

4 議題

(1) 平成 24 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査の結果について

ア 自然環境保全地域

平成 24 年度の愛知県自然環境保全地域の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

① 伊熊神社社叢

(高木専門調査員) 保全地域の標識の前に、ヒトツバタゴ、トリネコバナカエデ、イロハモミジ等の移入種が植栽されているので中止し、植栽するのであれば在来種に代える。
マダケは、神社に 1 番近い駐車場まで侵入してきているので、計画的に伐採

する。

また、環境の乾燥を防ぎ、オオバコ、ハルジオン、ヒメジョオン等の移入種を除去する。

(協議会事務局) 移入種の植栽については、神社の管理者である地元自治会で実施しているので、所有者である伊熊神社へ情報提供し、配慮を呼びかけていく。

竹の伐採については、平成 20 年度より計画的に実施しており、北側斜面については概ね除去が終了してきたので、今後は神社南側も含めて計画的に実施していきたい。

移入種の除去については、社叢の草刈りを行っている地元団体へ情報提供する。具体的な場所について、教えていただきたい。

(緒方専門調査員) 解説板の区域概略図が簡単すぎて分かりにくい。

一般道路から保全地域への案内看板が欲しい。

崖地等において、希少なクモの生息を確認した。特に崖地の土地開墾等は、動植物の生息地、生育地を破壊する恐れがあるので、注意が必要である。

参道沿いの林縁部はトゲグモの生息地となっているので、安易な伐採は慎むべきである。

(協議会事務局) 解説板の区域概略図について、今後対応について検討する。

一般道路から伊熊神社社叢への進入路には、地元の自治会で作製された案内看板が設置されているが、それでも分かりにくいということか。

(緒方専門調査員) それでも分かりにくいということである。

(協議会事務局) 案内看板について、地元と検討していく。

また、土地の開墾及び林縁部の伐採について、管理者である伊熊神社へ情報提供する。

(服部専門調査員) 前回の調査報告と同様に、保全地域の案内看板が、一般道から離れた場所にあり分かりにくいので、各進入路に保全地域へのルートを示す案内看板があると良い。

(協議会事務局) 一般道路から伊熊神社社叢への進入路には、地元の自治会で作製された案内看板が設置されているが、それでも分かりにくいのであれば地元と検討していく。

② 白鳥山

(協議会事務局) 本日欠席の中西専門調査員から得た「全体ではよく維持されている。ヌタバ池に解説版が 2 枚あるが、古い方のものはかなり傷んでいる。現状変更行為の禁止に関する解説版であるが、不必要ではないか。」との指摘については、次年度以降に立替のため予算要求をしていく。

(木村専門調査員) 前回の調査報告と同様に、白鳥神社周辺以外の林床は乾燥が激しく、ほとんど陸産貝類の生息が確認できなかった。

白鳥神社周辺の杉林は、微少な陸産貝類が多く生息しており、その状況も 12 年前とほぼ同様で、今後も保全すべき環境である。

(協議会事務局) 今後も保全に努める。

(山岡専門調査員) 遊歩道沿いには、県が設置した保全地域における現状変更行為の禁止を示す看板

があるが、動植物や鉱物の採集を禁止する文言には読み取れず、水晶岩周辺には採掘跡が至る所に見られる。今後鉱物マニアによる過剰な採掘を防止するために、採掘の禁止を呼びかける具体的で分かりやすい看板を設置したい。

(協議会事務局) 水晶の採掘について、条例で土石の採取は規制されているので、具体的でより分かりやすい看板の設置について検討する。

③ 山中八幡宮

(協議会事務局) 本日欠席の神戸専門調査員から得た「神社本堂西側の鳩ヶ窟付近のシイ林まで侵入したモウソウチク林を伐採する必要がある。」との指摘については、平成26年度以降関係者と調整後、予算要望していく。

(岡田専門調査員) 自然環境は良好に保全されており、特に問題ない。

(服部専門調査員) 指定区域内と考えられる場所にリサイクルステーションと称した地元住民の資源ゴミ集積場があるが、整備状況や自然環境保全面から見ると好ましい状況ではない。北側参道入り口の道路を挟んだ東側にはホテルがあり、道路脇にはホテルが設置したであろう道案内看板が3カ所に設置されている。

(協議会事務局) 資源ゴミ集積場については、岡崎市ごみ対策課を通じて、地元へ情報提供した。ホテルの看板については、現地確認したところ、自然環境保全地域内ではあるものの、規制対象規模未満の工作物であるため、土地管理者が了解していれば規制は難しいと思われる。

④ 東谷山

(成田専門調査員) 南西部の湿地の保全については、湿地を被覆する植物を計画的に除去し、さらに周囲の樹林が及ぼす日陰の影響にも注意して、湿地に直射光が十分差し込むよう伐採等の手立てが必要である。

南東部の湿地については、かつて見られた良好な湿地性植物群落は、周辺樹木による被覆が長い間放置されたため壊滅状態である。わずかに残るシデコブシも倒れて痛々しく消滅寸前の状態である。近年は人手を入れて侵入植物の伐採が行われているが、湿地性植物の多くが失われており、現状では回復は困難と思われる。

(協議会事務局) 南西部の湿地については、専門家の指導のもと、東谷山湿地群保全の会による保全活動が計画的に行われているので、指摘事項について活動団体に情報提供する。

南東部の湿地については、企業がCSRの一環として保全活動を行っているので、活動団体に情報提供する。

(協議会事務局) 本日欠席の水野専門調査員から得た「北西部の住宅地からの林道に車止めがしてあったが、簡単に動く状態であった。林道沿いの至る所に廃棄ゴミが見られた。」との指摘については、県有林事務所に確認したところ、同地域は私有地とのことなので、尾張戸神社の管理用道路として使用されているものと考えられる。

(吉田専門調査員) 地形・地質関係には、変化は認められない。

尾張部神社へのハイキングコースは、ゲートが設置されたので神社までは車で行けなかった。以前は木々も小さく付近の景観はよかったが、限られた場所でしか遠望できなくなった。

⑤ 砦山

(村松専門調査員) 樹木の生長により下草の被陰が進み、草本類は少なくなっている。昔記録されたイチョウラン、ヨウラクラン、カヤラン等は消えてしまったが、自然に任せるべきか。

クロソヨゴの数が少なくなっているため、シカの食害を防ぐ必要がある。

(協議会事務局) 保全計画においては、自然の遷移の過程が保全すべき自然環境の特質とされている。その点について、専門調査員の方に意見を伺いたい。

シカの食害については、豊根村で、新城市、設楽町、東栄町と新城・北設広域鳥獣害対策協議会を設立し、食害の防止に取り組んでいる。指摘事項について、豊根村に情報提供する。

(村松専門調査員) 自然の遷移の過程は、人間がどうにかできる事ではないので、自然に任せればいいと思う。ただ、シカの食害については、対策を講じていかなければならない。

(瀧崎専門調査員) 近年シカの数が増えたことに伴い、それによる食害も多くなっている。

特に茶臼山で確認できたエンシュウツリフネについては、シカの食害によって数が減少している。

(岡田専門調査員) シカの食害を防ぐ必要がある。

(協議会事務局) シカの食害については、県の絶滅寸前種検討会においても、シカによる絶滅危惧種の食害が大きな問題として取り上げられており、深刻な問題だと認識しているため対策が必要であると考えている。

(浦川専門調査員) 自然環境は良好に保全されており、特に問題はない。

イ 自然環境保全地域候補地

平成 24 年度の愛知県自然環境保全地域等の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

① 中山沢

(瀧崎専門調査員) 大雨による斜面の崩壊が何度も起きているようで、沢の上部では踏み跡もなくなり、沢沿いを遡上するしかない。シカ道はかなり多くできており、よく踏まれていると思って入ると見当違いの方向へ行く。

上部のスーパー林道の法面に吹き付けられたキダチコマツナギやヒメジョオンなどの帰化種が、林縁部に目立っていた。

シカの食害も出始めており、このまま林床植物が減少すると、大雨による土

砂崩れや土石流が心配である。

空中湿度は高く多くのシダ植物は見られるが、候補地とされた当初の要素はかなり失われているようで、今後も候補地としていくべきか検討の必要性を感じた。

(協議会事務局) 県としては保全地域の保全を優先的に行っていることから、候補地の保全については具体的対応が難しいことを理解されたい。

指摘事項について、設楽町に情報提供する。

保全計画においては、ムカシトンボの生息地及び沢沿いの天然林が重要として、候補地とされている。引き続き候補地とするかについて、意見を伺いたい。

(瀧崎専門調査員) 天然林については、杉植林によって植生が失われてきているが、企業が間伐等の保全活動を行っている地域では、植生が保全されている。杉植林の間伐等の手入れを行い、天然林の植生を保全していくことで、引き続き候補地としていければいいと思う。

(協議会事務局) 本日欠席の水野専門調査員から得た「保全地域候補地の標識がないと、場所が特定しにくい。山間部の河川沿いの地域は、昨今の集中豪雨による土石流が発生すると環境が一変してしまう可能性がある。」との指摘については、候補地の保全について、県としては具体的対応が難しいと考える。指摘事項について、地元へ情報提供する。

(中尾専門調査員) 県道から沢の入り口までの間には、標識や案内図等が設置されていないので初めて訪れる調査者や見学者に対する表示が必要である。

谷の入り口から最初の沢の合流点までの間には、迂回路らしきものがあり何とか登ることができたが、ある程度人が通れるような巡視路の整備・表示は必要である。

(協議会事務局) 標識や巡視路についても、県として対応するのは難しいと考える。

指摘事項について、地元へ情報提供する。

② 水梨川

(協議会事務局) 本日欠席の神戸専門調査員から得た「町道水梨線の間地点近くの砂防ダムの上流側に、オオハンゴンソウ群落が生育しているので除去する必要がある。

また、川石の黒ずんだ様子から水梨川の水質悪化が懸念されるので、水質検査を行い必要に応じて対策を講じることが望ましい。」との指摘について、その施設は、堆肥製造会社の施設と推測され、水質検査は実施していない。新城設楽振興事務所が、過去に簡易検査を実施し、汚水処理について指導した経緯がある。県が現地を確認したところでは、同施設下流の沢水に濁りは確認できなかった。現状として、県としての対応は難しいと考える。

(河瀬専門調査員) 植物相について、自然環境の保全状況は大変良かった。

川の保全については、採石場からの濁水、採石場、大桑集落からのゴミの流入、牧場等が今後の問題点である。

川の魚類の生息状況は、採石場からの濁水との相関関係の調査が必要と思われる。

(協議会事務局) 指摘の施設は採石会社のもので、水質汚濁防止法の届出対象施設ではないため、水質検査の実施は把握していない。

現地確認では、前日までに降った雪が解け、土砂まじりの濁水が、通路部分から側溝を通り水梨川に流入していることを確認した。

(浦川専門調査員) 地形・地質上の変化は確認できないが、採石場や建設工事による濁水の流入、伐採された杉の河川内への倒伏、ゴミの不法投棄等は、自然環境に悪影響を与えらると思われる。看板等の設置により、保全すべき自然環境であることを周知する必要がある。

(協議会事務局) 現地確認では、雪のため不法投棄現場は確認できなかった。

ゴミの不法投棄について、設楽町に情報提供する。

ウ すぐれた自然地域

平成 24 年度の愛知県自然環境保全地域等の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

① 石巻山

(高木専門調査員) 登山口ヒノキ林のマダケ侵入や杉林谷間の不法投棄については、調査地域の対象外ではあるが、山荒れへの警戒が必要である。

登山道の道標の 1 つが枯木でねじ曲げられていたり、石碑が何年も倒木の下になっていたり、何も対処していないと緩い管理とみなされるので、枯木は移動させる等の対処が必要がある。

(協議会事務局) 指摘事項について、豊橋市役所に情報提供する。

(木村専門調査員) 陸産貝類の生息状況や植生の保存状況については、概ね良好であった。

近年大木の枯れ死や倒木が多く注意を要する。分岐点東回りの登山道の寺社東側の斜面は、大木の枯れ死以来林床が明るくなり、それまで生息していた陸産貝類は完全に消滅し、数年経た現在も全く回復していない。

山頂部近くの駐車場に家ウサギが数頭、放し飼いにされていた。

山麓部から駐車場までの谷側の道沿いに、豊橋警察署の不法投棄防止のビニールテープが設置されており、目的は理解できるが自然環境の景観を損ねている。

(協議会事務局) 指摘事項について、豊橋市役所に情報提供したところ、状況の把握はしており、土地所有者に対して、枯木や倒木の除去を依頼する等の働きかけをしていくとの回答を得た。

ウサギについては、ペットだったものが捨てられた可能性が高いため、駐車場を管理している豊橋市役所に情報提供する。

不法投棄は、悪質な行為であり自然環境に与える影響も大きいことから、抑制のためのビニールテープの設置は仕方がないと考える。指摘事項については、

豊橋市役所及び豊橋警察署に情報提供し、監視活動を行っていきたい。

(森専門調査員) 登山道入り口に豊橋市石巻山自然科学資料館が設置しており、展示内容や解説文等は無人の施設としては十分である。登山道も良く整備されていて、特に問題ない。

② 富具崎

(協議会事務局) 本日欠席の中西専門調査員から「特に問題ない。現状を維持する。」との報告を得た。

(河瀬専門調査員) 富具神社から諏訪神社の照葉樹林帯の地域については、神社の氏子の方により、環境保全がなされていた。

植物の保全地区と海との境界で、ごみに問題がある。

(協議会事務局) ごみについては、美浜町が条例により、富具崎港から野間崎灯台までの道路敷を美化重点地域に指定しており、罰則規定、看板による啓発及びボランティアによる清掃活動が実施されているので、引き続き環境美化に努めてもらうよう依頼した。また、海岸の管理者である知多建設事務所へ情報提供した。

(吉田専門調査員) 地形・地質上では、特に問題ない。

海岸付近は原地形が残された貴重な地域であるため、保全に努める必要がある。

③ 茶白山

(村松専門調査員) 矢筈池の縁については、湿地性植物が消えた代わりに、ハナショウブ、ミズバショウ等の移入種が植栽され極めて遺憾である。また周囲の散策路についても、レンゲツツジ、ホゾバシクナゲ等の移入種が植栽されている。

萩太郎山登山ルートについては、野草園内へのオオバギボウシ、アカバナシモツケ等の移入種の植栽が問題である。

茶白山西登山ルートについては、「あいち森と緑づくり事業環境活動」で、事業団体が、シカ防護柵を施し、コナラ、クヌギの植林を広範囲にわたり行っていたが、自然破壊なので中止させ取り除いて欲しい。

山頂部は、第1種特別地域となっているために、良く保全されている。

1400m 近くの山頂部と 1200m の草原地については、それぞれ植物相が違うため、残さねばならない。指定地以外も重要な地域が沢山あり、保全しなければならない。

シカによる食害も問題である。

(協議会事務局) 移入種の植栽については、公園事業の管理者である豊根村に情報提供する。

指摘の事業団体に事実確認したところ、地域在来種を植林したとの回答を得た。

(村松専門調査員) 本来は自然に任せるべきであり、地域在来種であるか否かに関わらず植林すべきではない。植林したものは、できれば全て除去して欲しい。

(協議会事務局) 自然公園法の規制対象ではないため、一度植林したものを除去するよう指導することは、難しいと思われる。

今後、生態系に問題が生じないよう事業内容についての審査方法を検討する。

(加藤専門調査員) 茶白山については、今以上上部に施設の建設や、樹木の伐採が進まないようにす

べきである。

スキー場周辺は開発が進み、自然植生が残る地域はわずかとなっているので、現状を再調査し、調査地域対象範囲を設定し直す必要がある。

(協議会事務局) 地域振興と自然環境保全の両立は難しいところであるが、公園事業の管理者である豊根村に情報提供する。

自然公園法の許可基準の遵守だけではなく、法律の目的に照らし、自然環境の保全に配慮するよう指導していく。

(山岡専門調査員) 茶臼山については、特に大きな変化はない。

萩太郎山の山頂直下北斜面は、芝桜の丘造成のために岩盤が削られており、安山岩の岩片が数多く落ちている。地域振興も大切ではあるが、自然景観上は今以上の改変が行われたいよう要望をしたい。

(協議会事務局) 公園事業の管理者である豊根村に情報提供し、従来の自然の保護にも配慮を呼びかけていく。

④ 宮山・古山

(瀧崎専門調査員) 古山については、灯台付近の遊歩道脇におけるハマユウやクロマツの今以上の植栽を避けるべきである。

台風によって壊れた歩道の敷石については、補修工事が必要である。

ハギクソウ群落については、ハイネズやハマゴウによる被陰を防除する必要があり、当地域に植栽されたハマユウは、除去することが望ましい。

宮山については、特に保全上必要な手立てはない。

(協議会事務局) ハギクソウ群落内のハマユウについては、ハギクソウ生息地等保護区内でハギクソウの生育に悪影響を及ぼしているものについて、昨年除去を行った。なお、歩道脇のハマユウについては、田原市が今後も植栽を続けていきたいとのことなので、除去は行っていない。

台風によって壊れた歩道の敷石については、現在修復工事が行われている。

ハイネズについては、過去に専門家の指導を踏まえ、飛砂防止のため残すこととしている。状況を見つつ、対応を検討していきたい。

(加藤専門調査員) 古山・宮山ともに、車道や登山道はなく自然は残されている。

周辺には風力発電施設が数多く建設されており、ほとんどが海岸沿いにあるが、一部は山の斜面に建設されていることから、渡り鳥への影響が心配される。

(協議会事務局) 渥美半島一体は自然公園地域に指定されており、風力発電施設の設置に際しては、許可又は届出が必要となる。法律及び条例に基づき今後も適切に指導を行ってきたい。

(中尾専門調査員) 古山の波打ち際に整備された護岸用の岩体に流木やゴミが多く引っかかっているため、それらを定期的に取り除くこと。

宮山の指定地域に入れないので、現状確認は国道から外観するしかない。人が全く入れないような状況が望ましいかもしれないが、踏査するためにも巡視路の表示は必要と思われる。

(協議会事務局) 海岸のゴミについては、田原市役所に情報提供する。

宮山の巡視路や表示については、今後の参考にする。

指摘事項について田原市役所に情報提供した。田原市は、宮山は国の天然記念物に指定されているため、管理や保全の方法等については、愛知県及び国と相談しているとのこと。

(瀧崎専門調査員) 宮山の巡視路の整備については、人が調査地域内に入れないということで、自然環境保全の観点から現状のままで良いと思われる。

⑤ 王滝渓谷

(成田専門調査員) 遊歩道は良く整備され、危険性を感じる箇所はない。自然環境を乱す竹林の処理も適切に行われており、樹木の生育状況に異常は見当たらず、特に問題ない。

(緒方専門調査員) 遊歩道、標識、トイレ等の施設は、良く整備されている。自然環境の破壊等も特に問題ない。

国や県のレッドリスト掲載種が、複数種確認されており、貴重な自然環境が多く、今後も維持される事を強く願う。

(森専門調査員) 王滝渓谷の上流部に砂防堰堤が設置されているが、これが原因で水量が減少し、同場所に本来形成されるべき浸食地形が将来にわたって維持されていくかモニタリングが必要である。

また、公園内に廃屋があり景観を損ねているので、撤去が必要ではないか。

(協議会事務局) 管理者である豊田市へ情報提供した。

廃屋は、神社の社なので撤去は困難とのことだが、景観を損ねないように対応して欲しい旨伝達した。

(2) 研究発表

- ・緒方専門調査員（動物部門）から「あいちのカエル」について研究発表がなされた。

(3) その他

- ・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第7条第1項の規定に基づき、高木専門調査員（植物部門）及び河瀬専門調査員（動物部門）が署名者に選出された。
- ・事務局から最近の自然環境行政の情報として、平成25年2月1日に、環境省レッドリストの汽水・淡水魚類の改訂版を公表した事を説明した。
- ・事務局からの連絡事項として、次年度以降の専門調査員協議会における調査地域や専門調査員人数等について、以下のとおり見直しを行う事を説明した。
- ・次年度以降の追跡調査については、県の厳しい財政状況もあり、各調査地域の特質や課題等を踏まえたより効率的な調査を行う必要があること。
- ・そこで、今回の専門調査員協議会では、例年の専門調査員による研究発表の代わりに、各調査地域について、事務局より概要と課題の説明を行い、それを踏まえた上で、各調査員において、調査者と内容等を検討し決定してもらいたいこと。

・浦川専門調査員の退任に伴う専門調査員の補充はしないこととし、次年度は17名で対応をお願いすること。

・意見

(中尾専門調査員) 中山沢に地形図の縮尺がなく距離感が取れなかったので、調査用に縮尺図も送付して欲しい。

初めて訪れる調査地域では、調査ルートが分からないので指示して欲しい。

(協議会事務局) 今後の参考にし、可能な範囲で対応したい。

署名者 愛知県環境審議会専門調査員 印

署名者 愛知県環境審議会専門調査員 印